

令和5年度 誘客コンテンツ開発事業募集要領

本募集要領は、避難地域12市町村等の交流人口拡大につながる往訪コンテンツの開発支援を目的とした、誘客コンテンツ開発事業の補助金交付候補者選定のための募集要領となります。

【募集期間】

令和5年5月12日（金）～令和5年8月31日（木）

締め切り（1回目）令和5年6月28日（水）（郵送の場合は必着）

締め切り（2回目）令和5年8月31日（木）（郵送の場合は必着）

【事務局】

株式会社プレイノベーション

【応募書類の提出先・提出方法】

原則として電子メールにて事務局へ提出してください。ただし、困難な理由等があれば、郵送や持参による提出も可とします。

提出方法	提出先
電子メール	yukyaku@plainnovation.com
郵送・持参	〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目14番19号2階

【応募に関する問合せ先】

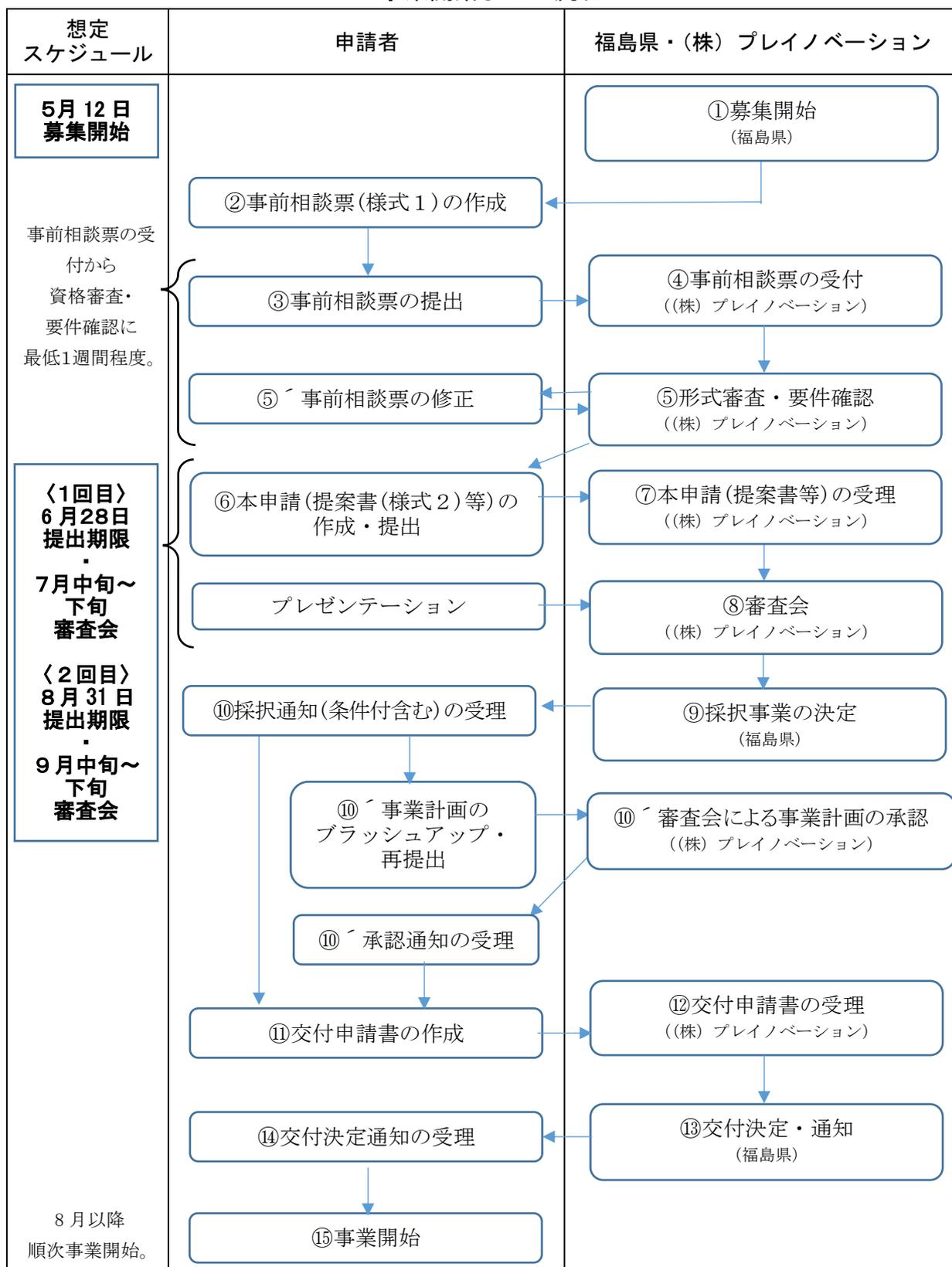
電話又は電子メールにて事務局までお問い合わせください。

電話番号	080-6011-0520
電子メール	yukyaku@plainnovation.com

【注意事項】

- 事務局との対面での打ち合わせを希望する場合は、事前に事務局との日程調整が必要となります。
- 補助金交付候補者は、本申請の提案書類等に基づく提案者からのプレゼンテーションにより、外部有識者から構成される審査会で決定します。
- 事業を開始するためには、補助金交付候補者に決定後、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付申請書（第1号様式）を事務局に提出し、補助金の交付決定を受ける必要があります。なお、補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降でなければ事業開始はできません。

事業開始までの流れ



※ 上記スケジュールは、事前相談や本申請の提出書類に不備等がない場合の想定スケジュールとなるため、ヒアリングが必要な場合や提出書類の補正等が必要な場合には、さらに時間を要する場合があります。

I 事業の目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下、「12 市町村」という。)) において、被災事業者の帰還・再開、創業を促進させ、地元商店街の事業者等の振興を図るためには、12 市町村にいわき市、相馬市及び新地町の 3 市町（以下、「3 市町」という。）を加えた、浜通り地域等 15 市町村（以下、「15 市町村」という。）の交流人口を拡大させ、地元での消費喚起につなげていくことが必要です。

そのため、県では、12 市町村における誘客促進と消費拡大に取り組むため、「d o ! 浜通りポイント還元キャンペーン」として、令和 3 年度から 15 市町村において、来訪者向け電子決済ポイント還元事業を実施しています。

また、令和 4 年 5 月には、交流人口拡大に向けた行政の取組を具体化するための「福島浜通り地域等 15 市町村交流人口拡大アクションプラン」を、経済産業省と県により取りまとめたところです。

これらを背景として、本事業では、デジタル時代を踏まえた 15 市町村の地域資源を活用したツアーやイベント等の往訪コンテンツ開発からデジタルプロモーションを中心とした情報発信までを一体的かつ継続的に支援するとともに、15 市町村における往訪コンテンツの広域連携を進めることで、地域に根ざした往訪コンテンツの自立を促し、誘客促進を図りながら、浜通り地域等の活性化につなげます。

II 応募の要件

1 補助対象事業

(1) 新たなイベント、ツアー等地域体験プログラムの企画・運営（以下、「対象事業Ⅰ」とします。）

- ・ 新たなイベント、ツアー、地域体験プログラム及び芸術等を用いた交流拠点づくり等の企画及び運営

(2) デジタルプロモーション等による情報発信（以下、「対象事業Ⅱ」とします。）

- ・ 既存又は(1)の誘客コンテンツのデジタルプロモーション等による情報発信の企画及び実施等

(3) 誘客施設の改修（以下、「対象事業Ⅲ」とします。）

- ・ ゲストハウスや交流拠点等の誘客につながる施設・設備等の改修等の実施

<条件等>

- 12 市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みにつながる事業であることを前提とします。
- 1 申請で対象事業ⅠからⅢのうち複数事業を実施することも可能です。
- 対象事業Ⅰ又は対象事業Ⅲを実施する場合には、原則補助対象事業の実施期間内で対象事業Ⅱも実施することを必須とします。
- 対象事業Ⅰについては、消費拡大の視点で「d o ! 浜通りポイント還元キャンペーン」※と連携することも可能となります。15 市町村内で実施するイベントやツアー等との連携も検討していますので、詳細は、県観光交流課（電話：024-521-8734 又は事務局までお問い合わせください）。

※ キャンペーン期間中、15市町村において、「d払い」や「PayPay」を利用することで、最大30%のポイントが還元されます (<https://dohamadori.com>)。

2 補助対象者

以下のアからオのすべてを満たす民間事業者（小規模企業者及び中小企業者、大企業）、一般社団法人、特定非営利活動法人等（複数事業者が連携する場合を含む）とします。

ア 本事業の目的を十分に理解し、自主的かつ組織的な活動により事業を完遂できること。

イ 補助対象とする誘客コンテンツについて、将来的に地域に根付かせ、収益確保等による自立が見込まれる事業とすること。

ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

エ 暴力団又は暴力団員の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者が経営、運営に協力していないこと、並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。

※ 15市町村内に本店又は本社がない場合には、事業の実施に当たり15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等との連携等を必須とします。

【参考】本事業における小規模企業者及び中小企業者、大企業の定義

（小規模企業者及び中小企業者）

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項若しくは第5項に規定する小規模企業者及び中小企業者。

なお、本事業において、以下の(1)及び(2)に該当する場合には大企業とみなす。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100の株式を保有される小規模企業者及び中小企業者。

(2) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える小規模企業者及び中小企業者。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	20人以下
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	5人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

（大企業）

上記で定義した小規模企業者及び中小企業者以外の者（会社及び個人に限る）で事業を営む者。

なお、以下の(1)～(3)に該当する場合は大企業とみなします（みなし大企業）。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

3 補助対象事業の実施期間

交付決定日から最長で1年間とします。

※ 補助対象事業は最大3年間継続して補助金の交付を受けることが可能ですが、審査会において、1年ごとに補助対象事業の採択を受ける必要があります。なお、補助対象事業の採択は年単位で行うため、初回の採択が2年目以降の事業継続を確約するものではありません。

4 補助対象事業の主たる実施場所

補助対象事業の主たる実施場所は、15市町村とします。なお、3市町を主たる実施場所とする場合において、専ら3市町のみへの来訪者の呼び込みにつながるコンテンツ開発等の場合には、対象外とします。

5 採択予定件数

最大10件程度を採択することとします。

6 補助上限額

1申請当たり年間1,500万円

※ 原則1事業者当たり1申請とし、1事業者当たりの補助上限額は年間1,500万円とします。

※ 複数の事業者により共同申請する場合においても、1申請当たりの補助上限額は、年間1,500万円とします。

※ 本事業（令和3年度から7年度）における1事業者当たりの補助額は最大4,500万円とします。

7 補助率

(1) 12市町村の場合（補助対象事業の主たる実施場所）

ア 中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等

1年目：3/4以内、2年目継続：2/3以内、3年目継続：1/2以内)

イ 大企業（1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内)

(2) 3市町の場合（補助対象事業の主たる実施場所）

中小企業等及び大企業共通（1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内)

※ 補助対象事業の主たる実施場所が12市町村の小規模企業者の補助率は、(1)アを適用します。

※ 補助対象事業の主たる実施場所が3市町の場合、12市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みに繋がる取組に限り、申請が可能となります。

8 補助金の支払時期

補助金の支払いは、原則精算払となります。ただし、必要があると認められるときは、概算払も可能となります。

9 補助金額の確定

補助金額の確定については、年度単位で行うこととし、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに提出していただく実績報告の審査を行い、補助金額の確定を行います。

なお、補助対象事業の採択は年単位で行いますが、補助金の交付決定は年度単位で行うため、補助対象事業の実施期間が、年度をまたぐ場合には、年度単位での実績報告が必要となります。

10 補助対象経費の取扱い

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。

また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注（委託）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

補助対象経費	内訳
1 人件費	補助対象事業に従事する者の作業時間に対する経費。
2 事業費	
①謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に招聘した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究謝金等に対する謝金等）。
②旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に掛かる経費。
③通信運搬費	切手代、メール便、宅配便、国際郵便など輸送にかかる経費。
④設備修繕費	古民家改修等における設備の修繕経費。
⑤外注費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。
⑥雑役務費	事業を行うために必要な手数料、保険料経費。
⑦備品費	補助対象事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）を購入した経費。
⑧広報費	動画・WEB広告等の掲載するための費用、その他広報業務を行うにあたり必要となる経費。
⑨借料・損料	補助対象事業の実施に必要な機器・設備等のレンタル・リースする経費。
⑩使用料	イベント会場等の使用する経費。
3 委託費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。

※ 上記の「内訳」は、補助対象事業の参考となる経費を記載していますので、申請に当たり疑義がある場合には、事務局まで問合せ願います。

(2) 補助対象外とする経費

- ア 本事業の目的と合致しないもの
- イ 必要な経理書類を準備できないもの
- ウ 交付決定前に発注、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- エ 自社内部の取引によるもの
- オ 共同申請における申請者間の取引によるもの
- カ 各種行政手続き費用及び収入印紙（収入証紙）
- キ 商品券等の金券
- ク 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ケ 振込手数料
- コ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- サ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 対象事業Ⅱにおける補助対象経費の取扱い

- ア 1 申請において対象事業Ⅱのみを実施する場合には、デジタルプロモーションのみを実施する事業構築としてください。
- イ 1 申請において対象事業Ⅱのほか、対象事業ⅠやⅢを実施する場合には、広報費用に係る事業費において、デジタルプロモーション費用を中心とした事業構築としてください。
- ウ 対象事業Ⅱにおけるデジタルプロモーションの実施においては、詳細な効果計測ができる前提で設計した上で効率的な成果をあげるべく事業構築してください。

(4) 補助対象経費の支払方法

原則、金融機関の口座振込により支払いを行ってください（小切手・手形による支払いは不可）。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払は、現金支払い不可です。

(5) 選定に伴う見積書の取得

当補助金における発注先（委託先）の選定に当たって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得してください。（見積書は補助事業者と資本関係のない事業者から取得してください。）また、見積額が50万円以上の場合については原則として2社以上から見積りを取ることが必要です（同じ条件・仕様の見積書）。

ただし、発注（委託）内容の性質上2社以上から見積りを取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約とする理由書が必要となります。見積書は、申請時点で有効期限内のものとしてください。

また、発注後の納期（「発注後～ヶ月で納品」等）が示された見積書を提出してください。

「一式」として記載された見積書の場合、内訳がわかる書類（内訳明細書等）も添付してください。

(6) 国の他の助成制度との重複助成

申請した補助対象事業について、国が助成する他の制度（誘客コンテンツ開発事業補助金以外で国の財源を活用した自治体等の助成制度等を含む）と重複して助成等を受けることは認められませんのでご注意ください。

(7) 消費税の取扱い

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。

Ⅲ 応募の手続き

1 応募手続きの流れ

(1) 事前相談

補助金交付候補者の審査を円滑に行うため、補助金の交付を希望する場合には、事前相談を必ず受けていただくことになります。

なお、事前相談では、事務局において資格審査と補助要件の形式的な確認を行います。事前相談で提案内容に疑義が生じた場合には、必要に応じてヒアリングを行います。

(2) 本申請

事前相談にて事務局の確認等を受けた上で、本申請を行っていただきます。

※ 本申請後、外部有識者による審査会において、提案者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

2 募集期間

(1) 事前相談

事前相談は、募集期間に関わらず通年で受付を行います。

(2) 本申請

令和5年5月12日（金）～令和5年8月31日（木）

締め切り（1回目）令和5年6月28日（水）（郵送の場合は必着）

締め切り（2回目）令和5年8月31日（木）（郵送の場合は必着）

※ 令和5年8月31日（木）までに本申請に間に合わない提案についても、事業構築に向けて事務局にて継続して支援します。

3 事前相談

(1) 提出書類

（様式1）誘客コンテンツ開発事業補助金 事前相談票

(2) 提出方法

電子メールによる（電子メールの提出が困難な場合は、郵送・持参による提出も可）

(3) 提出先

事務局（（株）プレイノベーション）

提出方法	提出先
電子メール	yukyaku@plainnovation.com
郵送・持参	〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目14番19号2階

(4) 確認項目等

ア 資格要件

「Ⅱ 応募の要件 2 補助対象者」に該当すること。

イ 確認項目

- ①提案内容が補助金の交付対象であること。
- ②本事業の目的を理解した提案であること。
- ③事業計画・事業効果・実施方法が具体的に提案されていること。
- ④適切な実施体制（実行性・専門性・予算管理）であること。
- ⑤必要な経費を適切に計上・積算していること。

4 本申請

(1) 提出書類

【申請者共通】

- ①（様式2）誘客コンテンツ開発事業補助金 申請事業者提案書
※設備修繕や外注、委託を行う場合には、見積書の写しを添付してください。
- ②事業概要書（任意様式）
※ 事業概要書は、様式2の提案書の項目ごとに詳細をまとめたものとします。様式2で各記載項目が不足なく盛り込まれていれば、事業概要書の提出は求めません。
- ③暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書
- ④役員一覧
- ⑤定款の写し
- ⑥法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑦直近3期分の決算書類（貸借対照表及び損益決算書）
- ⑧現在の事業年度の事業計画が分かる書類
 - ・会社パンフレット（会社の概要が分かる資料）
 - ・事業者等の事業実施体制が分かる書類
- ⑨賃上げの実施表明書類（覚書、社内通達等）※
※ 賃上げを行う企業に対して加点処理を実施します（提出は該当企業のみ。詳細については、4（4）審査基準を参照。

(2) 提出方法

電子メールによる（電子メールの提出が困難な場合は、郵送・持参による提出も可）

(3) 提出先

事務局（(株)プレイノベーション）

提出方法	提出先
電子メール	yukyaku@plainnovation.com
郵送・持参	〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目14番19号2階

(4) 審査基準

- ①申請書類に不備がなく、「3 事前相談（4）確認項目等」を満たしていること。
- ②事業効果や成果が適切に設定されていること。
 - ・交流人口・消費の拡大に資する取組か。
 - ・浜通り地域等の他事業者への波及効果はあるか。

- ・浜通り地域等における広域的な事業効果や成果に繋がるものか。
- ③効果的な実施方法であること。
- ・取組の実現可能なものになっているか。
 - ・地元事業者や自治体との連携を想定しているか。
 - ・デジタル技術の効果的な活用による情報発信となっているか。
- ④適切な実施体制（主体性・専門性・財務管理）であること。
- ・財務状況等は、適切な補助事業遂行に支障がないか。
 - ・事業実施に必要な自己資金・資金調達を示しているか。
- ⑤スケジュールが現実的かつ効率的、効果的であること。
- ⑥必要な経費を適切に計上・積算していること。
- ⑦補助事業終了後の自立に向けた見通しがあること。
- ⑧賃上げの実施表明（該当企業のみが対象）。
- ・以下のどちらかを公募事業者が満たす場合に、審査の加点対象となります。
 - (1) 令和5年4月以降の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3%・中小企業：1.5%〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - (2) 令和5年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3%・中小企業：1.5%〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※ 中小企業等においては、「給与総額とする。」
- ※ 中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※ 実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合（次年度の公募時に「法人事業概要説明書」等の提出が必要）次年度の審査において減点対象となる場合があります。

5 審査等に要する期間

事前相談の資格審査及び要件確認については、事前相談票を事務局で受理後1週間程度、採択事業の審査結果の通知については、提案書を事務局で受理後1か月程度かかる見込みです。

ただし、事前相談や本申請の提案内容についてヒアリングが必要な場合や提出書類の不備や補正等が生じる場合には、さらに時間を要する場合がありますので、御理解の上申請願います。

なお、公募においては、事業審査を2回に分けて実施するため、事業開始時期を見据えた本申請を行ってください。

6 審査結果

採択された申請者については、福島県HPで公表するとともに、申請者全員に対して、採択又は不採択の結果を通知します。採択の場合であっても、条件付きの採択となる場合があります。

なお、条件付き採択の場合には、審査会から付された意見に基づき提案書を修正等していただき、審査会において承認受ける必要があります。

また、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

IV 補助金交付申請

採択された事業者は、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱に基づき、観光交流課に補助金交付申請書（第1号様式）を提出していただきます。それを受けて交付決定となった時点（交付決定通知書に記載の交付決定日）から、補助事業が開始となります。

※ 令和5年度に採択された事業者について、補助対象事業の実施期間が令和6年度に跨る場合には、令和6年度当初に、令和6年度の実施期間分の補助金交付申請を行っていただくこととなります（補助金の交付申請・実績報告は年度単位で必要）。

V その他

申請や実施については、浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金交付要綱等を熟読して対応してください。

申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金適正化法違反に問われることとなり、補助金の全額返還を求めることとなります。

事業内容を変更する場合、あらかじめ変更承認申請を県に対して行う必要があります。なお、原則として交付決定額から総額で増額となる変更をすることは認められません。

応募書類の必要事項が記載されていない、必要な添付書類がないといった場合には不採択となる場合がありますので、ご注意ください。

事業実施中や完了後に、国や県による書類・現地検査が入る場合があります。ご協力をお願いします。